

# 1. 検討の経緯と文書管理電子化を取り巻く環境

(1) 文書管理の電子化については、公文書管理の適正の確保のための取組について(平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定)及び行政文書の電子的管理についての基本的な方針(平成31年3月25日内閣総理大臣決定)に基づきこれまで検討してきたところであるが、以下に示すように、**デジタル化の取組の加速・徹底を踏まえた抜本的な検討が求められている状況。**

(2) すなわち、

① 内閣府においては、これまで、基本的な方針を踏まえ、法令等の制約や業務上の不都合がある場合は紙媒体での管理を許容する一方で、電子媒体の行政文書についての文書管理業務(作成・取得した行政文書ファイルへの書誌情報の付与、管理簿への登録、移管又は廃棄)を各府省単位で効率化・省力化する枠組みに係る業務フロー・仕様の標準例の内容や、ガイドライン等の改正内容について検討を進めてきたところであり、その検討状況は2. のとおりであるが、

② 行政文書の電子的管理についての基本的な方針(平成31年3月25日内閣総理大臣決定)の策定以降は、

- ・ 「デジタル手続法」(令和元年法律第16号)を踏まえ、**行政サービスの100%デジタル化**(令和元年6月21日閣議決定「骨太方針2019」)

- ・ その基盤たる情報システムについても、「クラウド・バイ・デフォルト」の閣議決定化、安全性評価やトラストサービスの構築 といった**クラウドサービスの利活用の徹底**(令和元年12月20日閣議決定「デジタル・ガバメント実行計画」等)

などのデジタル化の加速・徹底の動きが顕著となっており、最近では、新型コロナウイルス感染症対策としての**デジタルトランスフォーメーション(DX)加速**の流れの下、

- ・ 政府の全ての**情報システムの基盤であるネットワーク環境の再構築**

- ・ **押印や書面提出等**といった**デジタル完結を阻む制度や慣習の見直し**

といった、方針策定当時では想定されなかった速度・内容での施策が急激に展開されており、要件定義やフローの内容もこうした施策動向に整合的な内容である必要がある。

(3) 確実かつ効率的に文書管理業務を処理可能な枠組みを構築する観点からは、2. の取組を更にステージアップし、3. に示すように、

- ・ 行政文書の作成・取得から移管・廃棄までの処理は、**「100%デジタル完結化」を前提としてフローや要件定義を設計**するとともに、

- ・ 当該処理は、**クラウド化・統合されたネットワーク基盤**上で、**府省間でシステム・機能を共通利用**することを通じ、

各府省の権限と責任を維持しつつも、**府省間で統一的な規律・考え方**の下で、**業務処理をデジタル完結させてシステム化**することが望ましいと考えられるが、デジタル化の徹底・加速に向けた取組は現時点では着手段階であり、今後の動向を見守る必要がある。

(4) このため、当面は、関係機関と連携し、**デジタル化に係る施策の動向を踏まえながら、2. に掲げる取組を試行的に実施し、3. に掲げる「100%デジタル完結化」「各府省共通基盤・機能」の下での要件定義・フローの在り方の検討を進めていくこと**としたい。